

『共生型放課後等デイサービスセンター みんぐる』
重要事項説明書

みんぐる

勇払郡厚真町字上厚真42-1

(指定番号 北海道0153600648)

共生型放課後等デイサービスセンター みんぐる

重要事項説明書

(令和6年 6月 1日現在)

1 指定管理者

- ①法人名 社会福祉法人 北海道厚真福祉会
②法人所在地 勇払郡厚真町新町116-3
③電話番号 0145-27-3111
④代表者 理事長 近 藤 泰 行
⑤設立年月日 昭和 52 年 8 月 1 日

事業所の種類 共生型放課後等デイサービス(令和5年 4月 1日)

事業所の目的 通所する児童に対して児童福祉法令に従い、適切かつ円滑な障がい児通所支援の共生型放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。

事業所の名称 みんぐる

事業所の所在地 勇払郡厚真町字上厚真42の1

電話番号 0145-26-8111

管理者 センター長 鎌 田 勲

当事業所の運営方針

通所する児童の身体及び精神の状況ならびに、その置かれている環境に応じた共生型放課後等デイサービス支援計画に基づき、共生型放課後等デイサービスを適切かつ効果的に行います。

また、ご契約者の社会生活を営むために適切な共生型放課後等デイサービスを提供します。

設備の概要

定 員	1日 18人	静 養 室	1室 22.5㎡
日常動作訓練コーナー	78.2 ㎡	相 談 室	1室 16.1 ㎡
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	食 堂	80.5 ㎡
		送 迎 車	3台

サービス提供時間

月曜 ～ 土曜	10:30 ～ 16:00
日 曜	休 業
年 末 年 始	12月29日 ～ 1月3日まで休業

《主な職員の配置状況》＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者			1				
児童指導員			1				
看護師					2		
機能訓練担当職員					2		
指導員		4					

主な職種の勤務時間は、9:00 ～ 17:20です。(週39時間40分)

2 サービス内容

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、共生型放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、共生型放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、ゲーム等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

3 利 用 料 金

< 共生型放課後等デイサービスセンター みんなぐる >

1. 利用料金

	授業終了後に行う場合	休業日に行う場合
利用料	4,300円	5,070円
利用者負担額	430円	507円

2. 加算項

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額(1割負担)
共生型サービス体制強化加算Ⅲ	780円	78円
送迎加算(片道)	540円	54円
福祉専門職員等配置加算Ⅰ	150円	15円

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき+所定単位×13.4%
-----------------	------------------

< 共通 >

1. 食 費 1食当たり、550円です。

※行事給食については別途料金を頂きます。

※当日の利用を中止する場合は9時までに連絡をください。

連絡がない場合は食事料金を頂く事になりますので十分に留意してください。

2. レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加できます。

※利用料金:材料代等の実費

3. 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

※料金:A4判1枚10円

4. 日常生活上必要となる諸費用実費

※日常生活品の購入代金等の費用

4 サービスの提供にあたっての留意事項

① 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支援内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

② 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児（以下「利用者」といいます。）の生活に対する意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で利用者に内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします

③ 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

⑤ サービスの終了（第8条第1項、第17条、第18条、第20条関係）

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、お申し出ください。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア、利用者が死亡した場合

(3) その他

ア、事業者が

1) 正当な理由なくサービスを提供しない場合

2) 守秘義務に反したとき

3) 利用者などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

などにおいては、解約通知をすることによって即座にサービスを終了することができます。

イ、契約者が

1) サービス利用料金の支払いを3カ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1カ月以内に支払わない場合

2) 正当な理由がなくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

3) 入院もしくは病気により、3カ月以上にわたってサービスの利用ができない状態があることが明らかになった場合

4) 利用者やご家族などが事業者や事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、契約を終了させていただく場合がございます。

5 利用料金の支払方法 (第8条第2項から第4項関係)

前記の料金・費用は1ヵ月ごとに計算し、翌月末までに事業者が指定する方法でお支払い下さい。

ア、みんぐる窓口での現金支払

イ、貯金口座振替 (手数料210円)

収納代行業者 (株)HDCワイドネット:(株)三菱UFJファクター

貯金口座振替日 毎月27日(金融機関休業日は翌営業日)

6 健康上の理由による中止及び緊急時の対応方法 (第17条関係)

- ①当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。
- ②サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	携帯
続 柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
電話番号	

7 相談・要望・苦情等の窓口（第18条関係）

①当センターにおける相談・要望・苦情等の受付

(1) 苦情相談窓口 主任指導員 佐藤正章

(2) 苦情解決責任者 管理者 鎌田 勲

(3) 受付時間 9:00～17:20

また、電話、FAX をご利用ください。 電話番号 (0145)-26-8111

FAX 番号 (0145)-26-8112

*「苦情受付ボックス」も設置しています。

②苦情の受付方法

ご利用者、ご契約者の皆様より以下の方法で苦情の受付を致します。

- ・相談窓口での受付
- ・電話による受付
- ・苦情受付機関(行政機関)からの報告

③苦情処理体制

1. 事実確認を致します。
2. 改善方法の検討を致します。
3. 苦情解決責任者(施設長)の決裁を頂きます。
4. 必要に応じて関係機関から情報収集をし、苦情解決委員会にて相談します。

(対応の流れ:例)

(1) 苦情申出

- ・苦情申出については、法人で定める書式、口頭により申出を行う

(2)「受付」①苦情受付担当者 ②第三者委員会 ③その他の受付機関

- ・受付については①～③の他、あらゆる方法で申し出を行うことが可能です。

例) 受付担当者以外の施設職員に申し出をおこなうなど

(3)苦情受付内容に関する事実確認(苦情受付担当者)

- ・受付内容に関する事実確認を行います。

(4)苦情対応の検証・実施(苦情解決責任者)

- ・対応方法について事業所内(苦情解決委員会)で検討を行い、苦情解決責任者に
対応方法をについて報告し、了解を得た後策を講じます。

(5)対応後の実施・改善報告(申出人への報告)

- ・対応策の実施状況及び改善状況については申出人に対して報告を行います。
※この際に申出人が改善状況についての可否を判断していただくことになります。

(6)苦情対応終結

- ・改善状況報告について承認を得られた場合には対応の終結となります。

○苦情解決委員会第三者委員 中田 元次 電話番号 (0145)-27-3933

山城 正洋 電話番号 (0145)-27-3111

○行政機関その他の苦情受付機関

厚真町役場 (ケアセンターゆくり内) 町民福祉課福祉グループ	所在地 厚真町京町165番地の1 電話番号 0145-26-7872 FAX 番号 0145-26-7733 受付時間 8:30 ～ 17:30
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7 北海道社会福祉協議会 電話番号 011-204-6310 FAX 番号 011-204-6311 受付時間 9:00 ～ 17:00

8 権利擁護・虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鎌田 勲
-------------	----------

(2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について (第15条第2項から第3項関係)

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者及び利用者家族の個人情報の提供等に当たっては、社会福祉法人北海道厚真福祉会個人情報保護規程に基づき、適切に取り扱います。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。） ※当事業所における記録の項目は、個人情報取扱業務説明書のとおりです。
---------------	--

10 共生型放課後等デイサービスセンター みんなの概要

①事業者及び提供サービスの種類と地域等

名 称	みんな
所 在 地	厚真町字上厚真42番地の1
事業の種類	共生型放課後等デイサービス
事業者	厚 真 町
設置年月日	令和5年4月1日
指定年月日	共生型放課後等デイサービス 令和5年4月1日
指定管理者	社会福祉法人 北海道厚真福祉会
サービスを提供する対象地域	厚真町内
電話番号	0145-26-8111(FAX) 26-8112
管理者	センター長 鎌田 勲

11. 福祉サービス第三者評価の受審実施状況について

第三者による評価実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

共生型放課後等デイサービスの提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

説 明 者

共生型放課後等デイサービスセンターみんぐる

氏 名 管理者 鎌田 勲 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から共生型放課後等デイサービス みんぐるについての重要事項の説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

利用申込者(通所給付決定保護者)

住 所 勇払郡厚真町

氏 名 (印)

続 柄

利用者(児童)氏 名

代 理 人

住 所

氏 名 (印)

